

子どもたちも自立した
ので、不動産価格が高騰
している今のタイミング
で自宅を売り、終の棲家
へと引っ越したい……。
そう考えている人は多い
かもしれないが、安易に
不動産仲介業者に依頼す
るのは待ったほうがいい。
知らず知らずのうちに

に仲介業者に騙されてしま
た——そんな人が後を絶
たないのだ。
「ネットで相場を調べ、
7000万円で売れると思
つていましたが、不動
産仲介業者から『今なら
1億円で売れる』と言わ
れ委託しました。しかし、
いつまで経つても売れ

IV 不動産を売るのはこんなに難しい

大手であつても信頼してはいけない

立面図、仕様や設備が書かれた仕様書も出してくれます。追加工事はリフォームにはある程度つきものです。が、契約書のみの業者は、不必要的工事まで次々と提案してくることがあります」（都内のリフォーム会社経営者）

（リフォームに関するトラブルでは、「工事範囲の認識の違い」によるものも多い。それを防ぐた

めにも、工事が始まつた後に、定期的に現場を見に行くことが重要だ。失敗しないリフォームのコツについて、前出の奥林氏はこうアドバイスを送る。

「リフォームの事例として多いのは、キッチンやトイレ、バスルームなど水回り。これらは大手メーカーのショールームに頼みたくなりますが、

次物件への住み替え費用も必要だったため、価格を下げたのですが、それでも売れず、結局600万円でなんとか売ることができました」

そう話すのは、今年1月に東京都文京区にある大塚駅から徒歩15分の約

70m²・3LDKのマンションを売却した野澤洋二さん（65歳、仮名）だ。一括見積もりサイトを使つたところ、いくつかの不動産仲介業者からオファーがあつたが、大手のA社と契約した。A社の提示金額が大きかつたこと、大手の名前を信頼

リフォームの相場価格一覧

壁紙リフォーム	6畳の部屋で 6万～9万円	お気に入りの壁紙を見つけてから、商品と施工を別発注する場合と安く済むケースもある
外壁塗装	200m ² あたり 80万～140万円	サイディングは10～15年、タイルは塗り替え不要。訪問販売も多いので要注意
手すり設置	1mあたり 1万～1万5000円	バリアフリー工事は自治体から補助金が出るケースも多い。まずは問い合わせを指摘する。そして、「保
給湯器交換	7万～20万円	点検商法が急増中なので要注意。故障したら契約中のガス会社に相談するのも手
トイレ修理	1万～4万円	軽度のつまりなら1万円以下のケースも。慌ててネット上の業者を呼ぶのは危険
屋根修理	10万～50万円	「無料点検」を謳う訪問販売が急増中。軽微な破損なら5万円以下のケースも

※取材をもとに編集部が作成

美子さん（56歳、仮名）
「子供が就職して家を出

ここまで見てきたように、突然自宅を訪ねてきた一見の業者は、相場よりもはるかに高額なりリフォーム費用をふっかけてくるケースがほとんどと言えるだろう。

だが、家族構成やライフスタイルの変化とともに、リスクを発注する際にも、注意は必要だ。東京都三鷹市の一軒家を昨年春にリフォームした、野口久美子さん（56歳、仮名）のケース。

「いざ工事が始まるとき、加工事が必要」と次から最初の見積もりは50万円だったんですが、結局、200万円以上も取られてしましました」

最近は、この手の一括見積もりサイトが数多く登場しているが、契約をするのをきっかけに、子供部屋を書斎にリフォームしました。インターネットを利用して、一番安い業者に依頼をしたんです。が、それが間違いでいた。いざ工事が始まるとき、「加工事が必要」と次から次に言つてきて……。当初の見積もりは50万円だったんですが、結局、200万円以上も取られてしましました

そこで、バスルームやキッチンなど、高額なりリフォーム商品に関しては、信頼できる地元の工務店に依頼するのも手です。工務店は卸売価格で仕入れてくれ、そこに人件費と既存製品の処分代をのせて見積もりを出します。ショールームなどを回つて気に入る商品を探し、それをもとに2～3社の工務店から見積もりを取るのがいいのではないか」というふうか」

近年はバリアフリー工事を希望する人も多いが、その際に活用したい方法もある。

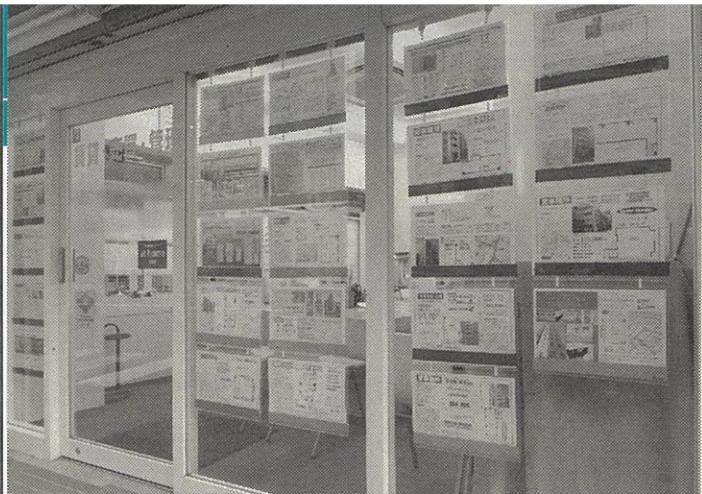
「まず、気をつけなければいけないのは、契約書の書式です。自宅に呼んだ業者の契約書が手書きで書き込める形式になつていては、注意が必要。リフォーム工事をする場合は、図面を預かつたうえで専門的に検討するが常識です。その場で価格を書き込むなんてことはまずできません。

また、契約をした後も、工事請負契約書しかわたしてこない業者は怪しい。リフォームの種類にもようりますが、マトモな業者ではありません。リフオーム工事をする場合は、図面を預かつたうえで専門的に検討するが常識です。その場で価格を書き込むなんてことはまずできません。

「まず、気をつけなければならないのは、契約書の書式です。自宅に呼んだ業者の契約書が手書きで書き込める形式になつていては、注意が必要。リフォーム工事をする場合は、図面を預かつたうえで専門的に検討するが常識です。その場で価格を書き込むなんてことはまずできません。

また、発注リフォームにおいては、悪徳業者にひつかからないための「判断基準」もある。

「まず、気をつけなければならないのは、契約書の書式です。自宅に呼んだ業者の契約書が手書きで書き込める形式になつていては、注意が必要。リフォーム工事をする場合は、図面を預かつたうえで専門的に検討するが常識です。その場で価格を書き込むなんてことはまずできません。



貼ってある物件情報
が頻繁に入れ替わっ
ていれば良い業者だ

「そこで、囲い込みをする業者は、仮に他社から『内見できますか?』とか『買いたい』という連絡がきても『すでに商談中です』などと嘘をついて断り、自社で客が見つかるまで、他の不動産業者をすべて排除するのです。一般人はレインズを閲覧することができません。そのため、一度レインズに登録した後、すぐ取り下げてしまう業者もいます」(榎氏)

「一括見積もりサイトなどでは、本来よりも高い金額を提示し、あたかもその会社に委託すれば相場よりも高く売れるかのように見せかけてくるので要注意です」

次に②ポストのチラシにも注意だ。

以上の3点を踏まえ、前出の榊氏はこうアドバイスを送る。

「選ぶべきは地元に強い不動産会社です。見るべきポイントは、

- ・窓ガラスに物件情報がたくさん貼ってあり、その中身がよく入れ替わっている
- ・繁盛しているような雰囲気がある
- ・賃貸専門でない

信頼できる不動産屋とは

いざ物件を不動産会社に預けたあとでも、「匪い込み」を防ぐ方法がある。深谷氏が解説する。「物件の売買はスピード勝負です。一番問い合わせが来るのは、レインズに情報をのせたタイミング。ですから、通常の取り引きであれば、レインズに登録してすぐに内見がいくつも入り、良いリアクションがあれば、早ければ当日、遅くとも1週間ほどで契約まで行く

をして購入希望があるかを聞くという手段もある。深谷氏が続ける。

「相手方が『買いたい』と言つていたら担当の業者に『〇〇さんが買いたいって言つていたので売買契約をしてください』と伝える。そうすれば、担当者抜きで取り引きすることにはならないので、担当者の顔も立つうえに困い込みも防げます」大きな金額が動く売買だからこそ、しっかりと知識を身に着けておきたい。

ではどうすれば困い込みを防いで、物件を高く売ることができるのだろうか。ここからは不動産の「正しい売り方」を紹介する。

やつてはいけないこと
は大きく3つある。

①一括見積もり

②ポストのチラシを見る

③大手への依頼

まず、①一括見積もりだが、これは最も避けるべき行為になる。榎氏が解説する。

(榎氏) すぐ捨ててください」
そもそも、チラシに書かれてる金額自体が、相場よりもはるかに高い場合がほとんどだ。不動産会社光文堂インター・ショナル代表取締役の滝島一統氏が言う。

「チラシを投函している業者はいわゆる“転売屋”です。マンションの場合、現在は仲介業者の窓口に

行かなくとも、ネットで
ある程度の価格がわかり
ますから、自分の不動産
の相場を知つておくとい
いでしょう。相場よりも
高い金額を提示してきて
いたら、罠であると思つ
ていい」

そして③大手への依頼
も避けるべきだ。大手は
不動産業界のピラミッド
の頂点に君臨し、囮い込
みをしてくる。

ケースが多い。もし、1週間経つても何も動きがないれば、その仲介業者は『囲い込み』をしている可能性があるので、やめたほうがいい』

レインズに登録されたら担当者に頻繁に連絡を取り、問い合わせ状況を細かく聞こう。

仲介業者は売主への報告義務があるため、ここで嘘はつきにくい。そして報告を受けた内見者側の不動産会社に直接電話

総力
保存版 マンション管理
戸建てリフォームの基礎知識

う。しかし、A社が自社で見つけてきた買主に買って欲しいがゆえに、買主が見つかるまでわざと時間をかけ、さらに値段を下げるさせた可能性があります。

い込み」と呼ばれる手法です。囲い込みとは、自社が抱えている売主の物件を、自社が見つけてきた買主に買わせるために、他社の買主を排除することを指します」

なぜ自社で見つけた買主にこだわるのか。そこには、不動産仲介業者の儲けのメカニズムが深く関わっている。

仲介ビジネスの基本は手数料だ。仲介業者は売主から物件を預かり、売買を成約させると、手数料を受け取ることができ。400万円を超える物件であれば、仲介手数料は宅地建物取引業法により、上限が取引物件価格の3%+6万円と定められている。

囲い込んで「両手」で儲ける——不動産会社の手口はそれだけではない。物件を仲間内で回し、"転売"行為をしているのだ。不動産流通システム REDS 代表取締役の深谷十三氏が解説する。

「大手の不動産仲介業者は売主から物件を預かった段階で『取り扱い方針』を決めます。この取り扱い方針というのは、『この物件から、どのようにして、いくら利益を出すのか』というストリー

トリーに沿つて物件をさばいていきます」冒頭の野澤さんはまさに、不動産会社の術中にはまつた。野澤さんは、相場7000万円の物件を6000万円で売却したと語っていたが、この話には続きがある。6000万円で購入したのはA社とグルの不動産買い取り業者のB社。B社は6000万円で購入したこの物件を、そのままA社の仲介で、7000万円で売却していた。いいたいどういうことか。

額分1000万円からキックバックしてもらう。仮にキックバック分が50%の500万だとして、も、野澤さんの物件から1304万円ものお力ねが手に入るのです」(榎氏)こうした仲間内で物件を回すことは「大手も含めて日常的に行われている」と深谷氏は指摘する。

「不動産業界は、大手不動産会社を頂点にその下に中小弱小の不動産買取り再販業者がぶら下がるピラミッドになつている。委託された物件は『子

「委託者と仲介業者が一般的な仲介契約である、『専任媒介契約』または『専属専任媒介契約』を結んでいる場合、「レインズ」というデータベースに登録しないと宅建業法違反になります」

レインズに登録されると、全国の不動産業者が閲覧、売買交渉ができるようになる。しかし、他の買主に物件を買われてしまうと『両手』ができない。

つまり、物件の仲介をして売買が成立すれば、売主から3%+6万円を受け取れ、もし買主も自社で見つけてきた場合は、買主からも3%+6万円を受け取れる。

「売主と買主の双方から仲介手数料を受け取ることを『両手』といいます。仮に70000万円の物件

きれば、手数料は実に432万円にもなりますが、「片手」だと216万円だけになってしまふ。不動産仲介業者はノルマや出来高制のところが多く、大手であつても基本的に「両手」で取り引きをしたいと考えているのです」（榎氏）

やるために、わざとB社に買わせています。A社は売主の野澤さんから手数料3%+6万円を、買主のB社から手数料3%+6万円を受け取り、今度は売主となつたB社から3%+6万円、新たな買主から3%+6万円を受け取るのでです。それだけではなく、B社からは

分「たちに買わせて手数料などを得る——そんな商習慣が当たり前のように行われているのです」